地方厚生(支)局保険年金(企業年金)課長 殿

厚生労働省年金局企業年金·個人年金課長 (公印省略)

平成30年7月豪雨に係る現況届の事務処理に関する指導等について

平成30年7月豪雨にて被災された被保険者を加入員等とする存続厚生年金基金 (以下「厚年基金」という。)の現況届の事務処理については、「平成30年7月豪 雨に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」(平 成30年7月19日年企発0719第3号)により通知しているところである。

今般、「平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における 国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件」(平成30年厚生労働省告示第277号)(別添1参照)及び「平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について」(平成30年7月19日年管発0719第2号)(別添2参照)により下記の対象者の厚生年金保険の現況届の提出期限が延長されることとなったところであり、貴管下の厚年基金の指導等に特段のご配慮を賜りたい。

記

1. 対象者

平成30年7月豪雨に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域に平成30年6月28日から7月8日までの間において住所を有する受給権者又は受給者であってその誕生日が6月1日から10月31日までの間にある者。

延長後の提出期限
平成30年11月30日

1

保険の年金受給権者又は受給者が届 る国民年金、厚生年金保険及び船員

書等を提出すべき日を延長する件

五

期限については、全国健康保険協会の管掌する を有する事業所又は事務所(健康保険法に基づ 収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在 。)及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は 条の規定による改正前の厚生年金特例法を含 れた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四 厚生年金等改正法附則第百四十一条第一項及び 保険法を含む。)、厚生年金特例法(平成二十五 金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年 の効力を有するものとされた平成二十五年厚生

二項の規定によりなおその効力を有するものと

O



(号 外) 独立行政法人国立印刷局

害 示

〇岡山県、広島県、山口県及び愛媛県 〇岡山県、広島県、山口県及び愛媛県 申告期限等を延長する件 の一部の地域における国税に関する (国税庁一八)

〇岡山県、広島県、山口県及び愛媛県 び企業型年金加入者掛金の納付の特 の一部の地域における事業主掛金及 延長する件(厚生労働二七四) び労働保険料等に関する納期限等を の一部の地域における社会保険料及 (同二七五)

官

〇平成三十年七月豪雨に際し災害救助 〇特定非常災害の被害者の権利利益の 同条第一項の特定権利利益に係る期 る法律第三条第二項の規定に基づき 保全等を図るための特別措置に関す 法が適用された市町村の区域におけ 置を指定する件(同二七六) を平成三十年十一月三十日とする措 間の延長に関し当該延長後の満了日

〇特定非常災害の被害者の権利利益の を指定する件(国土交通九四七)

〇平成三十年七月豪雨による災害につ 第二項の規定に基づき、同条第一項 の被害者の権利利益の保全等を図る 雨による災害に関し、特定非常災害 及び延長後の満了日を指定する件 る特定権利利益、当該措置の対象者 の規定による延長の措置の対象とな ための特別措置に関する法律第三条 により指定された平成三十年七月豪 適用すべき措置の指定に関する政令 いての特定非常災害及びこれに対し (同九四八) 〇港湾法第五十五条の三の三第一項の 保全等を図るための特別措置に関す 措置の対象となる特定権利利益、当 き、同条第一項の規定による延長の る法律第三条第二項の規定に基づ 談措置の対象者及び延長後の満了日

〇国税庁告示第十八号

る。)で、その期限が平成三十年七月五日以降に到 |類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次 | 来するものについては、その期限を別途国税庁告 は、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限 の(その者の納付すべき国税に係る期限について 五号)第三条第一項の規定に基づき、国税に関す に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るも る法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書 国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十

規定に基づき、港湾管理者の管理す

る港湾施設の管理を開始した件

	国税庁長官心得 藤井 健志	平成三十年七月十九日	て定める期日まで処長する。
)	簱	DΩ	7

愛	Щ	広	岡	截	
媛	口口	島	Щ	都道府県名	
県	県	県	県	名	
西予市 大洲市 市	岩国市周東町	安芸郡(東広島市市 安芸郡(東広島市市 安芸郡) 東広島市 東広島市 東広島市 東広島市 東広島市 東広島市 安芸郡府中町 安芸郡市田町 安芸郡市田町 安芸郡市田町 東江田島市安芸区	小田郡矢掛町 小田郡矢掛町 市市東区	指定地域	日オリコイン名 東ラーイシー
く地徴む	1	さ第年金年そ法第陳度除る	三条税合第律よ下に	収の	1

法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律 の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保 法、船員保険法、厚生年金保険法(公的年金制

という。)附則第五条第一項の規定によりなお 六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正 及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百 通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一 む。)の規定によりその例によることとされる国 三十八条第一項の規定により準用される場合を 第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。)

十五号)第三条第一項の規定に基づき、健康保

示

0

合を含む。)、障害者の雇用の促進等に関する法律 第一項の規定によりその例によることとされる場 **律第百十五号)第八十九条(厚生年金保険の保険** 第百三十七条、厚生年金保険法(昭和二十九年法 **援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条** 法」という。)第二条第八項又は子ども・子育て支 成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例 十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) ○厚生労働省告示第二百七十四号 び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平 **弗三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法** 四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。) (昭和三十五年法律第百二十三号) 第六十二条及 、等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百八 る健康被害の救済に関する法律(平成十八年法 関する法律(昭和四十四年法律第八十五号。以 一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴 「整備法」という。)第十九条第三項又は石綿に

官

働る労	
者派遣事業の実施者派遣事業の実施を改正する法律附則第六条第一項の規定法律等の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定法律等の、通知を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対し、対	
に基づく労 事務所を有する者	

5

ものに限る。) を特定相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係る定特定相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係る障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指 在る事業所又は施設に係るものに限る。)サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定(特定被災区域内に障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉 十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 の支給認定障害者総合支援法第五十二条第一 援給付費等の給付決定障害者総合支援法第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支 項の規定に基づく自立支援医療費 第印 者立支援医療機関を有する立支援医療機関を有する を有する者特定被災区域内に居住地 を有する者特定被災区域内に事業所 を有する者特定被災区域内に事業所 を有する者特定被災区域内に居住 又は施設を有する者特定被災区域内に事業所 を有する者特定被災区域内に居住地

定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)を被災区域内に在る施設に係るものに限る。)をされた同法第二十六条の規定によって指定介護疫養型医療施設の指定(特別第百三十条の二第一項の規定による以正的の分別を有するもの財別第百三十条の二第一項の規定によりとおその効力を有するもの財別第百三十条の二第一項の規定によりを持ている。 を有する者特定被災区域内に居住地 有する者特定被災区域内に施設を

法

の支給の請求 の支給の請求 の支給の請求 の支給の請求 の支給で関する特別措置法 所炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第区因子製剤によるC型 を有する者特定被災区域内に居住地

しくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求同法第四条第一号の医療費及び医療手当、同条第四号の遺族年金若置法(平成二十一年法律第九十八号)第三条第一項の規定に基づく新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別指 を有する者特定被災区域内に居住地

支給の申請 厚生省令第六十三号)第十三条第 厚生省令第六十三号)第十三条第 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 号)第七条第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十 一項の規定に基づく自立支度金のに関する法律施行規則(平成六年進並びに永住帰国した中国残留邦 を有する者特定被災区域内に居住地 を有する者特定被災区域内に居住地

○厚生労働省告示第二百七十七号

いて届書等を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、 月八日までの間において住所を有する受給権者又は受給者であって次に掲げるものが平成三十年にお 届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、 べき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件)において、 の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出す の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険 条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため 一年厚生労働省告示第五百二十四号(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一 者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件)及び平成二十 条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権 る等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六 条第二項に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定 平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号(国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五 き受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件)、 める件)、 基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件)、 平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号(国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づ 二十一年厚生労働省告示第五百二十一号(厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に (昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域に平成三十年六月二十八日から同年七 平成三十年七月十九日 平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正す 平成三十年十一月三十日とする。 平成三十年七月豪雨に際し災害救助 受給権者又は受給者がその日までに 厚生労働大臣 加藤 勝信 邓.

害基礎年金等」という。)の受給権者を除く。)又は受給者 和六十年法律第三十四号)附則第二十八条の規定による遺族基礎年金 百四十一号)第三十条の四の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律 誕生日が六月一日から十月三十一日までの間にある受給権者 (国民年金法 (次号において「二十歳前摩 (昭和三十四年法律第 韶

二 二十歳前障害基礎年金等の受給権者

〇国土交通省告示第九百四十七号

当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。 五号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 する政令(平成三十年政令第二百十一号)により指定された平成三十年七月豪雨による災害に関し、 平成三十年七月嚢雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関 (平成八年法律第八十

平成三十年七月十九日 国土交通大臣 石井

啓

の規定に基づく経営事項審査の規定に基づく経営事項審査	交付を設理技術者資格者証の規定に基づく監理技術者資格者証の対象に基づく監理技術者資格者証の	の許可 第三条第一項の規定に基づく建設業 の許可	特定権利利益
する者 特定被災地域内に主たる営業所を有	特定被災地域内に住所を有する者	する者 特定被災地域内に主たる営業所を有	対象者
平成三十年十一月	三十日平成三十年十一月	三十日平成三十年十一月	延長後の満了日

年 管 発 0719 第 2 号 平成 30 年 7 月 19 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官 (公 印 省 略)

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における 国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書 等を提出すべき日を延長する件の告示について(通知)

本日、平成30年厚生労働省告示第277号(平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件)が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであり、当職から日本年金機構理事長に対し、別添のとおり通知を発出しているので、御了知いただくとともに、貴管内市町村に周知方よろしく取り計らわれたい。

記

1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者(以下「受給権者等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日までに生計維持確認届、現況届等(以下「届書等」という。)を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

また、20歳前障害基礎年金の受給権者は、毎年7月31日までに、届書等を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

平成30年7月豪雨に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域に住所を有する受給権者等であって、同豪雨後間もなく上記の期限日(以下「指定期限日」という。)が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないよう、届書等の提出期限 を延長するものである。

2 内容

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に平成30年6月28日から7月8日までの間において住所を有する受給権者等であって、次に掲げるものについて、平成30年における届書等の提出期限を平成30年11月30日とする。

- ① 誕生日が6月1日から10月31日までの間にある受給権者等(20歳前障害基礎年金の受給権者を除く。)
- ② 20 歳前障害基礎年金の受給権者

年 管 発 0719 第 1 号 平成 30 年 7 月 19 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官 (公 印 省 略)

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における 国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書 等を提出すべき日を延長する件の告示について(通知)

本日、平成30年厚生労働省告示第277号(平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件)が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、当職から地方厚生(支)局長に対し、別添のとおり通知を発出していること を申し添える。

記

1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者(以下「受給権者等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日までに生計維持確認届、現況届等(以下「届書等」という。)を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

また、20歳前障害基礎年金の受給権者は、毎年7月31日までに、届書等を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

平成30年7月豪雨に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域に住所を有する受給権者等であって、同豪雨後間もなく上記の期限日(以下「指定期限日」という。)が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないよう、届書等の提出期限を延長するものである。

2 内容

平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域に平成30年6月28日から7月8日までの間において住所を有する受給権者等であって、次に掲げるものについて、平成30年における届書等の提出期限を平成30年11月30日とする。

- ① 誕生日が6月1日から10月31日までの間にある受給権者等(20歳前障害基礎 年金の受給権者を除く。)
- ② 20 歳前障害基礎年金の受給権者

法

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣

官

○厚生労働省告示第二百七十七号

平成 月八日までの間において住所を有する受給権者又は受給者であって次に掲げるものが平成三十年にお 届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、平成三十年七月豪雨に際し災害救助 の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険 べき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件)において、受給権者又は受給者がその日までに の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出す 条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るため 者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件)及び平成二十 条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権 る等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六 条第二項に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定 基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件) き受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件)、平 年厚生労働省告示第五百二十四号 平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号(国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づ て届書等を提出すべき日は、 二十一年厚生労働省告示第五百二十一号(厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に (昭和二十二年法律第百十八号)が適用された市町村の区域に平成三十年六月二十八日から同年七 一十一年厚生労働省告示第五百二十二号(国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五 平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号(厚生年金保険法施行規則等の一部を改正す これらの定めにかかわらず、平成三十年十一月三十日とする。 (厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十

害基礎年金等」という。)の受給権者を除く。)又は受給者 和六十年法律第三十四号)附則第二十八条の規定による遺族基礎年金(次号において「二十歳前障 百四十一号)第三十条の四の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律 誕生日が六月一日から十月三十一日までの間にある受給権者 (国民年金法 (昭和三十四年法律第 留

二十歳前障害基礎年金等の受給権者